

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 目的

中小企業・小規模事業者（以下：小規模事業者等）は、地域に根ざした事業活動を行い、多くの雇用機会を提供するなど、地域経済において、重要な役割を果たしているところです。近年、自然災害の頻発化などにより、小規模事業者等の事業活動の継続に支障をきたす事態が生じています。このような環境の変化を踏まえ、経済の活力の源泉である小規模事業者等の経営強靱化を図り、事業活動の継続に資するため、サプライチェーンや地域の経済・雇用を支える中小企業を中心として、それらの災害対策を高める必要があることから、射水商工会議所が、射水市と共同して本計画を作成するものです。

II 現状

(1) 地域の概要・立地

射水（いみず）市は、富山県のほぼ中央に位置し、東西 10.9 km、南北 16.6 km、総面積 109.43 平方kmである。北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しており、二大河川の庄川・小矢部川に挟まれた平野部と丘陵地で構成されている。

射水市新湊地区の北側は富山湾に面しており、東西に約 52 km、南北に約 39 km、面積 32.43 km²である。海岸線は東西に 50 km余に及び、平野が地区全体面積の約 87%を占めている。

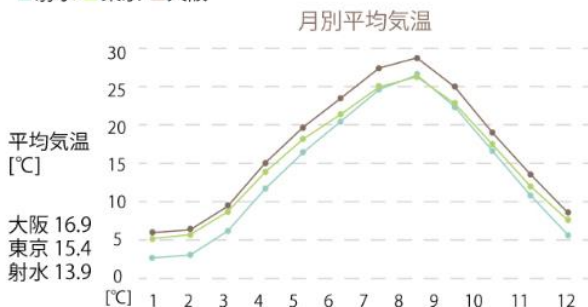
本所は、新湊地区を管轄地域としており、古くから海運の要所として栄え、昭和 39 年の「富山・高岡新産業都市」の指定を契機に、放生津潟とその背後の広大な農地を利用して、当時日本海側最大の富山新港の建設が開始され、その周辺は臨海工業地帯が造成され、金属、機械、木材関連産業等の工業立地を促進してきた。



(2) 気象概況

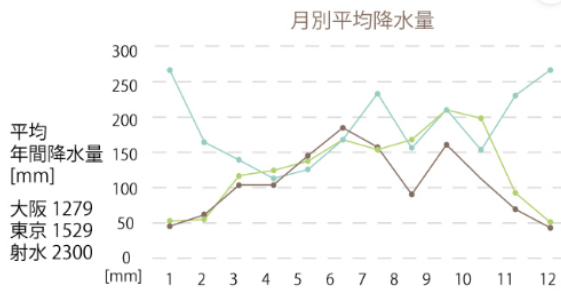
射水市の平均気温は 13.9℃、平均降水量は 2300 mmとなっている。降水量の多くは、降雪期（12月～1月）、梅雨期（7月）、台風期（9月）に集中してる。

■射水 ■東京 ■大阪



平均気温 [°C] 射水 13.9、東京 15.4、大阪 16.9

■射水 ■東京 ■大阪



平均年間降水量 [mm] 射水 2300、東京 1529、大阪 1279
(気象庁 1981~2010年までの30年間)

(3) 地域の災害リスク

【事業活動に影響を与える自然災害の想定】

- 射水市の洪水ハザードマップによると、豪雨災害が発生した場合、当地区の浸水被害は 5.0 (2階天井程度) ~10.0m (2階屋根以上) である。
- 地震などの災害により火災が発生した場合には海沿いの家屋を中心に大規模な災害に見舞われる。また、当地区は積雪地帯であり、昨今の温暖化の影響で積雪量は減少したが、最近の北陸地方の特徴であるドカ雪の影響で平地でも一晩で1mを超える場合もあり、大規模な交通障害など様々な雪氷災害が発生する場合もある。
- 射水市全域は、庄川断層帯、呉羽山断層帯、砺波平野断層帯東部・西部に囲まれており、特に射水市に影響が大きい断層帯は、呉羽山断層帯である。この断層が今後30年以内に活動する確率はやや高く0~5%となっている。
(引用元：射水市地震防災マップより)

【自然災害等の発生が事業活動に与える影響】

- 大規模地震 (震度5以上) によるインフラへの影響や社会への影響を想定

インフラへの影響

【ライフライン】

- 停電が発生し、水道とガスが停止する

利用可否：×

【情報通信】

- 電話やインターネット等の情報通信機器の遮断

利用可否：×

【道路】

- 一部の道路で通行規制となる
- その他の道路で渋滞となる

利用可否：△

【公共交通機関】

- 発生後は、公共交通機関の運行が完全に停止する

利用可否：×

会社への影響

【職員】

- 設備・什器等の移動・転倒、耐震性の低い建物の倒壊、津波の発生等により一部の職員が負傷
- 職員やその家族の負傷、道路の状況等により、一部の職員が出社できなくなる

【情報通信】

- パソコン等の機器類が破損する
- 必要な書類・データ (顧客データ・その他管理システム等) が復旧できなくなる

【物】

- 建物が大破、倒壊、浸水する。
- 固定していない設備・什器類が移動・転倒及び落下・破損する。
- 仕入先の被災により部品や原材料等が調達できずに商品の生産・販売ができない

【金】

- 工場の生産停止や従業員の出勤率の低下により事業が停止。売上が無くなる
- 会社の運転資金 (従業員の給与等) と建物・設備等の復旧資金が必要となる

(水害・洪水)

当市のハザードマップによると、最大規模の洪水が発生した場合、本商工会議所が立地し、商業・サービス業が多く集積する地区中心部および水産加工業が多く集積する新湊漁港地区にかけては、広範囲で0.5 m～3m以下の浸水が予想される。中でも、庄川・小矢部川に隣接する地域では3m以上の浸水が想定される場所がある。新湊地区の主な工業集積地のうち、「伏木富山新港新湊地区（新湊地区）」は、0.5m～3 mの浸水が想定される地域に立地している。

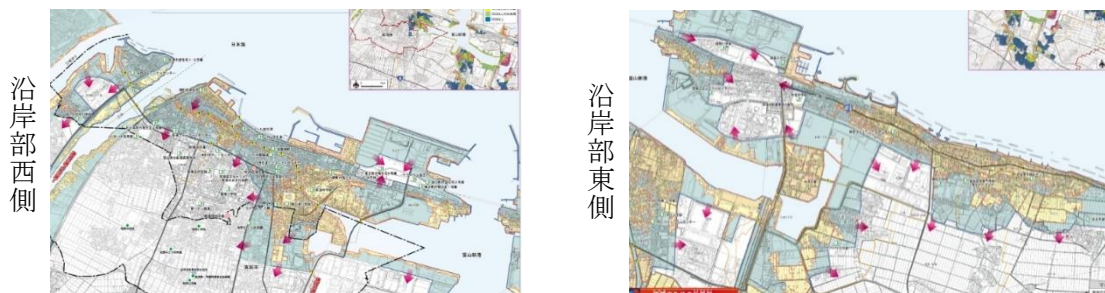


■想定される大雨の雨量（出典：射水市洪水ハザードマップより）

対象河川	想定降雨	作成日
庄川	庄川流域の48時間総雨量655mm	2020年3月作成
小矢部川	小矢部川流域の12時間総雨量415mm（津沢地点）、365mm（長江地点）	2020年3月作成

(水害・津波)

当地区は日本海に面しており、庄川断層帯、呉羽山断層帯、砺波平野断層帯東部・西部において、最大クラスの巨大地震が発生した場合、津波の被害が発生する可能性がある。津波が発生した場合、新湊地区沿岸部一帯で1m以上3m未満、沿岸部以外の地区で1m未満の浸水が予想される。



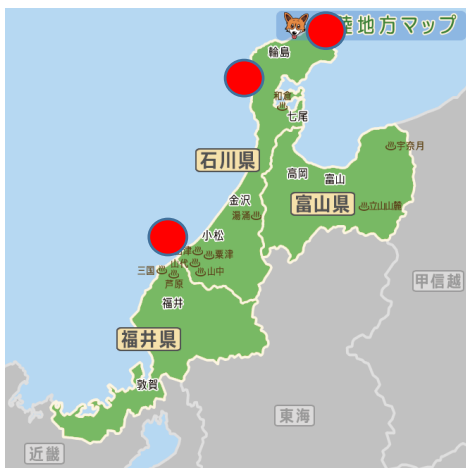
■想定される津波の高さ、到達時間（出典：射水市津波ハザードマップより）

想定断層	マグニチュード	最高津波高	津波到達時間
庄川断層帯	7.9程度	3m未満	10分以上20分未満
呉羽山断層帯	7.2程度	3m未満	10分以上20分未満
砺波平野断層帯東部・西部	7.0程度	3m未満	10分以上20分未満

(地震)

気象庁によると統計 1930 年以來、富山県を襲った震度 5 以上の地震はわずか「3 回」であり、他県と比べても大きな地震はかなり少ないと言えるが常に警戒が必要である。

発生日	震央地名	マグニチュード	震度 (震源地)
1930 年 10 月 17 日	石川県西方沖 ※大聖寺地震	M6.3	5 ※富山県 5
2007 年 3 月 25 日	能登半島沖 (輪島市) ※能登半島地震	M6.9	7 に近い 6 強 ※富山県 5 弱
2020 年 12 月～ 2022 年 6 月	能登半島沖 ※能登群発地震	M5.4 ※2023 年 6 月	6 弱 ※2023 年 6 月
2023 年 5 月 5 日	能登半島沖 ※能登群発地震	M6.5	6 強
2024 年 1 月 1 日	令和 6 年能登半島地震	M7.6	最大震度 7 ※富山県 5 強

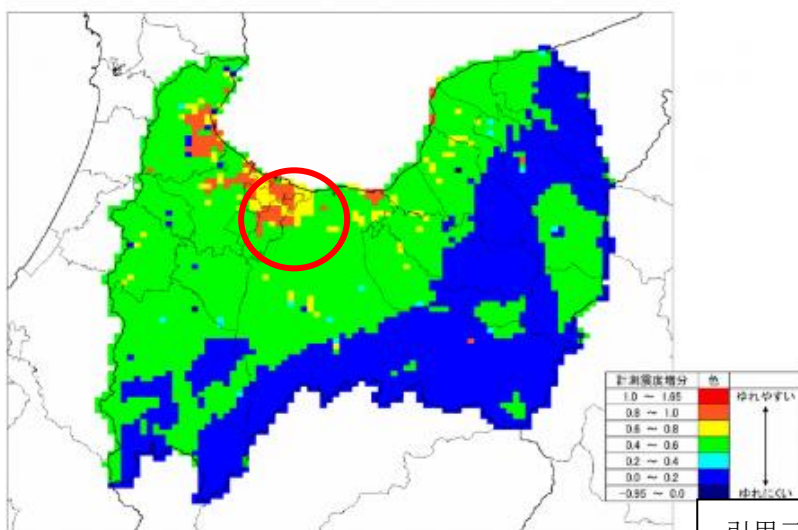


【富山県を揺らす地震の発生確率】

※30 年以内に震度 6 弱以上の地震が発生する確率

・富山県の確率は 2018 年度発表時点で 5.2%であったが、令和 6 年能登半島地震により富山県も安全な場所とは言えなく、活断層の本体が動けば、県内断層帯にも何らかの影響が及ぼされその確率も高くなると推測される。

内閣府が公表している「ゆれやすさマップ」によれば、富山県は高岡市、射水市付近が揺れやすい地域となっている。

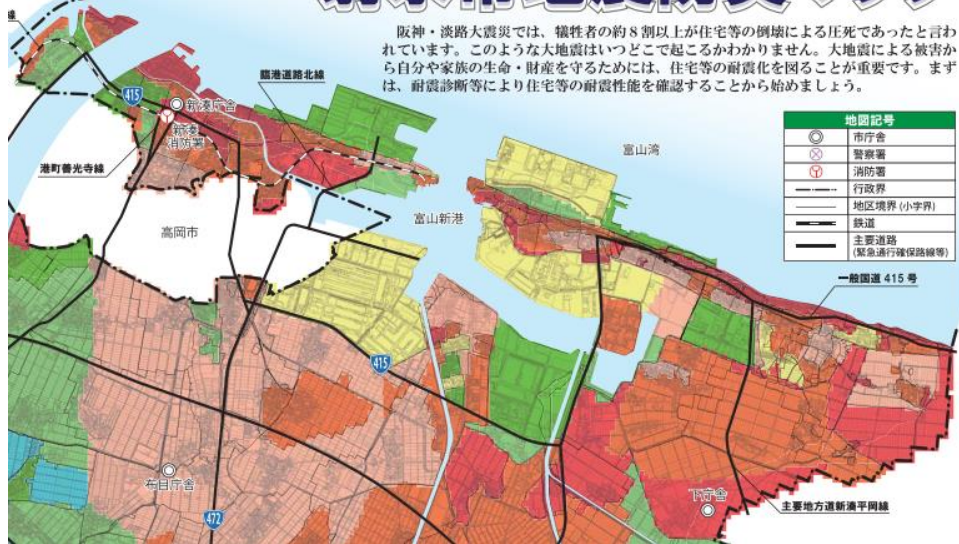


引用元：内閣府 防災情報のページより

当地区は日本海に面しており、庄川断層帯、呉羽山断層帯、砺波平野断層帯東部・西部において、最大クラスの巨大地震が発生した場合、家屋の倒壊や液状化の被害が甚大になると予想される。

射水市地震防災マップ

阪神・淡路大震災では、犠牲者の約8割以上が住宅等の倒壊による圧死であったと言われています。このような大地震はいつどこで起こるかわかりません。大地震による被害から自分や家族の生命・財産を守るためには、住宅等の耐震化を図ることが重要です。まずは、耐震診断等により住宅等の耐震性能を確認することから始めましょう。



射水市に影響が大きい地震

呉羽山断層帯 想定震度：6弱～7

呉羽山断層帯は、富山市八尾町から富山市街を縦断し、富山湾に達しています。この断層帯が今後30年以内に活動する確率はやや高く、0～5%となっています。

全国どこでも起こりうる直下型の地震 想定震度：6弱～6強

全国どこでも起こりうる直下型の地震とは、断層の存在がわかっていない場所で発生する地震のことです。近年では「能登半島地震(平成19年)」がこのタイプの地震にあたります。



射水市周辺で確認されている断層帯



(出典：射水市津波ハザードマップより)

(大雪)

近年の暖冬傾向により、雪への備えや対策がゆるみがちとなっている中、記録的な大雪による影響で雪かき中の事故や交通の混乱などさまざまな被害が発生しやすくなっている。企業に関わる雪害として頻度の高いものに交通障害のマヒによる物流の停滞がある。また大雪が降ると、車両が立ち往生して交通に大きな影響を及ぼす。

発 生 日		最深積雪量（日付、観測点での記録）
2018年1月 （平成30年の大雪）	北陸地方を中心とした 記録的大雪 北陸豪雪／福井豪雪	富山 84 cm（1939年観測開始、 6年ぶりの大雪） 伏木 96 cm（1891年観測開始、 7年ぶりの大雪）
2021年2月 （令和3年の大雪）	北日本から西日本の 日本海側を中心とした 大雪	富山 128 cm（1939年観測開始、 36年ぶりの大雪） 伏木 115 cm（1891年観測開始、 10年ぶりの大雪）

(感染症)

射水市は、平成30年4月に射水市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成。

令和2年に国内全域で感染拡大した新型コロナウイルス感染症については、「射水市新型インフルエンザ等対策行動計画」に準じている。

(4) 商工業者の状況・商工業者数 事業所（令和5年3月31日現在）

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備 考 （事業所の立地状況他）
建設業	265	208	市内に広く分散している
製造業	186	115	沿岸部中心に多い
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	沿岸部中心に多い
運輸通信業	59	30	市内に広く分散している
卸小売業	275	203	市内に広く分散している
金融業・保険業	23	10	市内に広く分散している
宿泊飲食	107	94	市内に広く分散している
生活関連サービス業	100	83	市内に広く分散している
その他業種	267	253	市内に広く分散している
合 計	1,284	996	

(5) これまでの取組

1) 当市の取組

①計画・マニュアル等の整備

- ・射水市地域防災計画の策定（平成19年11月策定）
- ・射水市国土強靱化地域計画の策定（令和3年3月策定）

②地震・津波対策

- ・地震防災マップ、津波ハザードマップの作成

（広報いみず平成30年5月号と一緒に配布）

- ・防災ガイドブック、洪水ハザードマップの提供
- ・水道施設の耐震化（耐震性を備えた管路等の整備）
- ・重点密集市街地整備事業（家屋倒壊等の危険が懸念される重点密集市街地の整備）
- ・木造住宅耐震改修等支援事業（木造住宅の耐震改修工事費等に対する助成）
- ・木造住宅耐震診断費助成事業（旧耐震木造住宅の耐震診断費の一部助成）
- ・公共施設の耐震補強整備事業（橋梁・コミュニティセンター・消防屯所など）

③風水害対策

- ・合同危険箇所巡視（庄川、小矢部川）
- ・雨水ポンプ場・管渠等の整備
- ・出水期における土のう補充配備
- ・要配慮者利用施設避難確保計画作成等の推進
- ・マイ・タイムラインの普及促進

④土砂災害対策

- ・がけ崩れの恐れのある急傾斜地崩壊危機箇所の対策整備

⑤市民、地域の防災力向上に関する取組

- ・射水市総合防災訓練（年1回：災害対策本部設置・運営、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設、住民による在宅での初動対応訓練）
- ・自主防災組織への取組（防災士の養成、講演会・研修会、全国瞬時警報システム(Jアラート)全国一斉情報伝達試験等)

⑥防災関連情報広報啓発活動

- ・市政出前講座
- ・自主防災組織等への訓練等支援
- ・市公式 LINE による情報活動

⑦防災協定等の締結

- ・震災害時における他自治体、企業、団体等との応援協定の締結（令和3年3月22日）

⑧防災備品の備蓄 市指定緊急避難場所、市指定避難所 備蓄：食料、毛布、簡易トイレ、敷きマット、マスク、消毒液、間仕切り、テント等

⑨射水市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定 平成30年4月に策定。政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、本市における新型インフルエンザ等の基本方針を示すものであり、関係する部署が本行動計画を基にマニュアルを作成するなど 具体的な対応を推進している

2) 当商工会議所の取組

- ・事業者 BCP 策定セミナーの開催及び専門家派遣による計画書策定支援
- ・富山県火災共済協同組合と連携した火災保険及び地震保険への加入促進
- ・千曲商工会議所との災害時応援協定の締結（令和4年6月22日）
- ・日本商工会議所経営者休業補償制度、福祉共済の加入促進
- ・新型コロナウイルス感染症対策の県の警戒レベルステージ3に職員リモートワーク実施
- ・新型コロナウイルスに関する補助金、協力金等の補助金申請作成支援。

III 課題

①事業所 BCP の策定が進んでいない

- ・既に BCP を策定している事業者は、管内でも中小企業の一部の事業者に限られると推定され、特に経営資源が不足している小規模事業者はそのほとんどが策定していない状況である。

- ・事業所 BCP の策定に関する管内全体の取り組み状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する射水商工会議所の取り組みも本格化していないのが実態である。
- ・普及・啓発活動についても、射水市、射水商工会議所のそれぞれが取り組んでおり、連携による取り組み強化への必要性が高まっている。

②マンパワー不足と支援スキルの習得

- ・緊急時の対応について、具体的な体制やマニュアル、防災備品が整備されていない。
- ・平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える本所経営指導員等職員が不足している。
- ・経営指導員等職員の事業者 BCP 策定に関する専門知識やノウハウが不足しており、専門家や損保会社等との連携によって支援スキルの習得が必要である。

③不十分な感染症対策

- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

IV 目標

①管内小規模事業者への BCP 策定支援の強化

- ・災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、専門家や損害保険会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者の BCP 策定支援を強化する。

②速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

- ・発災時、非常時における連絡
- ・情報共有体制を円滑に行うため、射水市と射水商工会議所の間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後の速やかな復興支援策や域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

③被害の把握・報告ルートの確立および速やかな応急

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当商工会議所と本市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、射水市をはじめとした関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当商工会議所と本市が「射水市地域防災計画」に基づき、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携しながら「災害予防対策」、「災害応急対策」、「災害復旧対策」事業を実施する。

ア 事前の対策

本計画との整合性を整理し、以下のとおり事前の対策に取り組み、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者等に対する災害リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・商工会議所会報や市広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者等の紹介等を行う。

②商工会議所自身のBCPの作成

- ・射水商工会議所は、令和6年度中にBCP（事業継続計画）を作成する。

③小規模事業者等のBCP策定支援

- ・小規模事業者等のBCP策定状況を把握するとともに、小規模事業者等に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者等に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・セミナーやワークショップなどを通じて事業者BCPの作成を推進する。

④関係団体等との連携

- ・日本商工会議所が提携した損害保険会社（東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱、あいおいニッセイ同和損保保険㈱）との加入を促進する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤フォローアップ

- ・小規模事業者等の事業者BCP取組状況の確認。
- ・射水市と射水商工会議所で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度5弱の地震、河川の氾濫等）に基づき、射水市、射水商工会議所、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、下記のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

①応急対策の実施可否の確認

- ・射水商工会議所は、発災後48時間以内に職員の安否確認（緊急連絡網等の情報手段を利用

して安否や業務従事の可否を確認)し、その状況及び体制について射水市と共有する。

② 応急対策の方針決定

- ・ 射水市は、射水商工会議所と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・ 射水商工会議所は、地域内の事業者の大まかな被害状況を射水市と共有する。
- ・ 射水市と射水商工会議所との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等

③ 感染症

射水商工会議所は、射水市で取りまとめた「射水市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、発生段階や変化に応じて必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。・ 地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

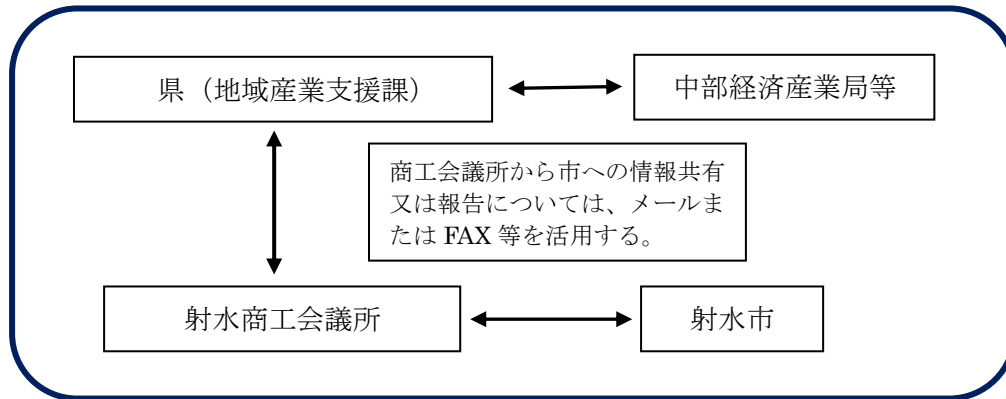
- ・ 射水商工会議所は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。

- ・ 本計画により、当商工会議所と射水市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
2週間～3週間	1週に2回共有する
3週間～1か月	1週に1回共有する
2か月以降	2週に1回共有する

ウ 被害状況の県への報告

当商工会議所は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部地域産業支援課）に報告する。



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- 二次被害を防止するため、被災地域での活動の基準について決める。
- 当商工会議所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、射水商工会議所と射水市が共有した情報を県の指定する方法にて県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者等に対する支援

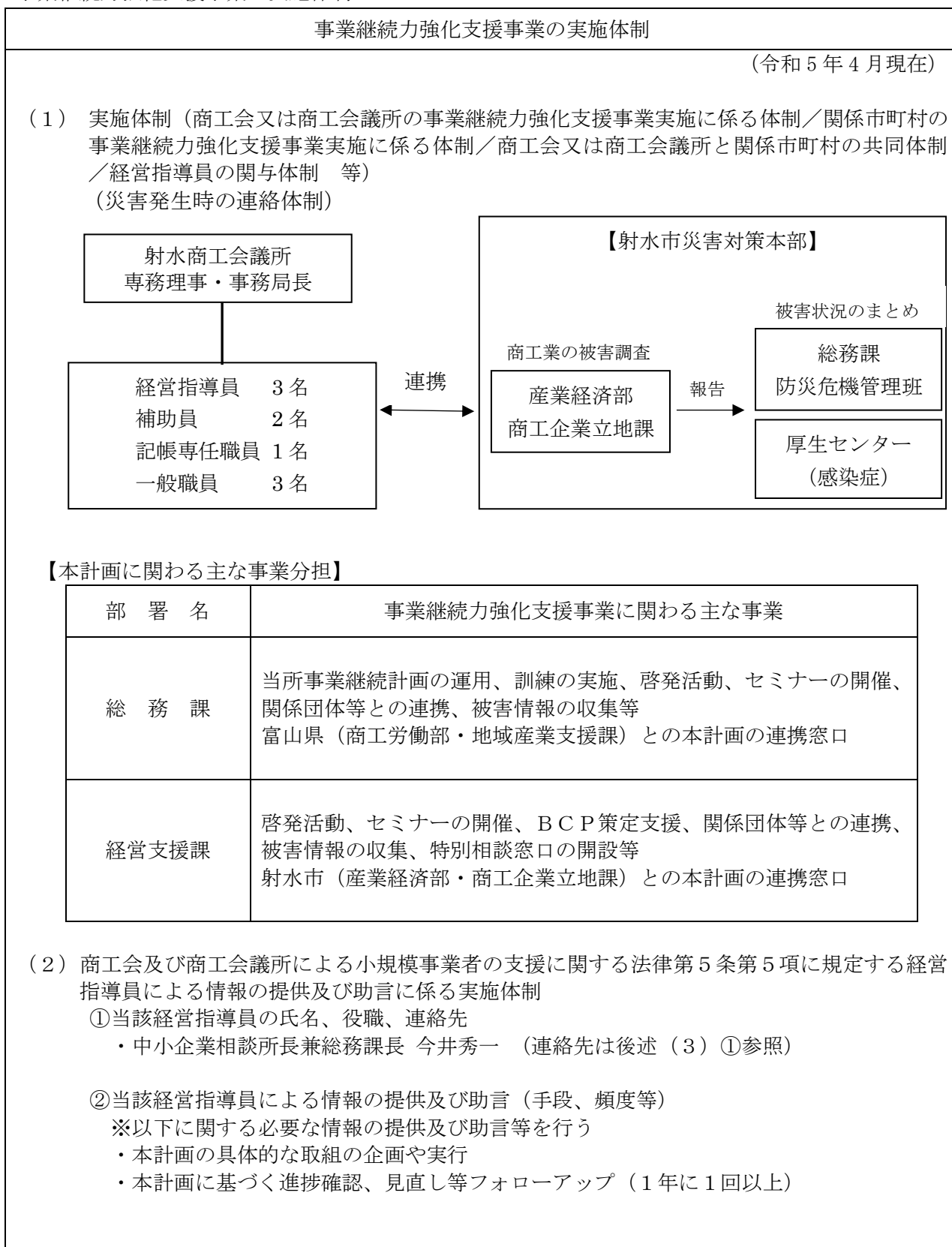
- 当商工会議所と当市は、相談窓口の開設について相談する。（当商工会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 当商工会議所と当市は、応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

カ 地区内小規模事業者等に対する復興支援

- 当商工会議所、当市、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者等に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県や富山県商工会議所連合会をとおして、他の地域からの応援派遣等を相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会議所、関係市町村連絡先

①射水商工会議所

射水商工会議所 総務課 〒934-0011 富山県射水市本町 2-10-30

TEL : 0766-84-5110 / FAX : 0766-84-5245 / E-mail : info@imizucci.jp

②関係市町村

射水市 産業経済部 商工企業立地課 〒939-0292 富山市射水市小島 703

TEL : 0766-51-6675 / FAX : 0766-51-6690 / E-mail : kigyous@city.imizu.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

富山県 商工労働部 地域産業支援課 〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7 県庁東別館 3階

TEL : 076-444-3249 / FAX : 076-444-4402 / E-mail : achikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	360	360	360	360	360
①専門家派遣費	100	100	100	100	100
②セミナー開催費	155	155	155	155	155
③チラシ、パンフレット 作成費	55	55	55	55	55
④災害対策購入費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

射水市補助金、県交付金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし